

平成 30 年 1 月 10 日

社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

会長 河村 正夫 様

一宮市長 中野 正康

行政財産の目的外使用について（許可）

平成 30 年 1 月 9 日付けで申請のありました行政財産の目的外使用については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき下記の条件を付けて許可します。

なお、この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に一宮市長に対して審査請求をすることができます。また、この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、一宮市を被告として取消しの訴えをすることもできます。

記

1 使用許可物件

- (1) 名 称 一宮市役所尾西庁舎
- (2) 所 在 地 一宮市東五城字備前 1 2 番地
- (3) 種 類 土地
- (4) 種 目 駐車場
- (5) 数 量 11.43 m²(1 台分)の敷地 5 台分 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
11.04 m²(1 台分)の敷地 7 台分 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日)
11.04 m²(1 台分)の敷地 15 台分 (平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)
- (6) 使用部分 別添図面のとおり

2 用途の制限

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可物件を一宮市社会福祉協議会の事業の用に供さなければならない。

3 使用許可期間

使用許可の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間の満了 1 か月前までに書面をもって市長に申請しなければならない。

4 使用料および延滞金

- (1) 使用料は、1年1台につき平成26年度は20,760円、平成27年度は20,512円とする。ただし、1年満たない場合は月割とする。なお、平成25年4月から平成26年9月までの5台分及び平成26年10月から平成28年3月までの6台分は免除とする。
- (2) 使用料は、納入通知書により指定する期日までに指定する場所に納入しなければならない。
- (3) 指定期日までに使用料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

5 使用料の改定

市長は、経済情勢の変動、一宮市条例の改廃、その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

6 使用上の制限

- (1) 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 使用者は、指定する用途以外に使用し、又は使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。
- (3) 使用者は、修繕、模様替その他の行為をしようとするときは事前に書面をもって承認を受けなければならない。

7 許可の取消等

次のいずれかに該当するときは、この許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) この許可の条件に違反する行為があると認めるとき。

8 許可取消等の損害

前記の許可の取消等により使用者が損害を被ることがあっても市は、損害を補償しない。

9 原状回復

- (1) 使用者は、使用期間が終了したとき、又は使用する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。許可の取消などにより返還する場合も同様とする。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市は使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は、なんらの異議を申し立てることができない。

10 損害賠償

- (1) 使用者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 前記の場合の他、使用者は、この許可条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

11 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、必要費その他の費用を請求できない。

12 実地調査及び報告

市長は、必要があるときは、その職員をして随時実地調査をし、その維持管理及び使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。この場合、使用者は当該職員の立入調査を拒むことができない。

13 疑義の決定

本条件に関し、疑義があるときその他使用許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。